

練馬区地球温暖化対策地域協議会X（旧Twitter）アカウント運用ポリシー

制定 平成29年8月1日29練環ま地第1025号事務局長決定

改正 令和5年9月1日5練環ま地第1035号事務局長決定

（目的）

第1条 このポリシーは、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社ソーシャルメディアの活用に係るガイドライン（平成29年6月22日理事長決定。以下「ガイドライン」という。）第6条第1項の規定に基づき、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社地球温暖化対策室が事務局を担当している練馬区地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という）がX（旧Twitter）を区民等へ情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 このポリシーにおいて、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X（旧Twitter） 米国X（旧Twitter）社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) アカウント X（旧Twitter）を設置・運用するために取得した権利をいう。
- (3) アカウント登録者 協議会事務局長（公益財団法人練馬区環境まちづくり公社地球温暖化対策室長）の職にある者をいう。

（遵守事項）

第3条 X（旧Twitter）の運用にあたっては、ガイドラインを遵守すること。

（運用主体）

第4条 X（旧Twitter）の運用主体は、協議会とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行う。

（アカウントの登録）

第5条 X（旧Twitter）のアカウント登録内容については、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) アカウント名 ねり☆エコ
- (2) ユーザー名 @nerieco_com
- (3) その他登録上、必要な事項が発生した場合 アカウント登録者が定める。

（発信する内容）

第6条 X（旧Twitter）で、つぎの各号に掲げる情報を発信する。

- (1) イベント情報や事業の取組状況等、広く区民等に周知すべき情報
 - (2) その他、アカウント登録者が適当と認める情報
- 2 情報発信した内容に誤りがあった場合は、速やかにお詫びするとともに、訂正した内容を改めて発信する。

（制限事項）

第7条 X（旧Twitter）を運用する場合は、つぎの各号に掲げる行為は行わないものとする。

- (1) 投稿者の投稿をフォローすること。ただし、協議会に有益な投稿であって、フォローすることにより区民等への情報提供に効果的であるとアカウント登録者が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 投稿者に対し、リプライ [リポスト（旧リツイート）] すること。ただし、アカウント登録者が業務上必要であると認めた場合は、この限りでない。

(3) 外部機関等との連絡手段（事業内容の確認等）として使用すること。

（なりすまし等の防止）

第8条 第三者によるなりすまし等を防止するため、つぎの各号に掲げる対策を実施しなければならない。

- (1) 認証アカウントを取得可能な場合は取得すること。
- (2) 協議会ホームページにおいて、公式アカウント一覧を明記すること。
- (3) なりすまし等を発見した場合は、速やかに協議会ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行うこと。

（アカウント名等の停止または削除）

第9条 X（旧Twitter）のシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、X（旧Twitter）を継続して運用することが困難となった場合は、協議会ホームページにおいてその理由を明記し、アカウント名およびユーザー名を停止または削除することができる。

（投稿の削除）

第10条 他のユーザーによるつぎの各号に掲げる内容が投稿された場合、協議会は、これらの投稿を予告なく削除することとする。

- (1) 法令等に違反する内容または違反する恐れがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の練馬区地球温暖化対策地域協議会または第三者の知的所
有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容および単なるうわさやうわさを助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示または漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他協議会が不適切と判断した情報およびこれらの内容を含むホームページ等へのリン
ク

（その他）

第11条 このポリシーに定めるもののほか、このポリシーの施行に関し必要な事項は、アカウント登録者が定める。

付 則（平成29年8月1日29練環ま地第1025号事務局長決定）

このポリシーは、平成29年8月1日から施行する。

付 則（令和5年9月1日5練環ま地第1035号事務局長決定）

このポリシーは、令和5年9月1日から施行する。